

令和 7 年第 1 回定例会（会議録）

開 催 日	令和 7 年 1 月 1 7 日（金）
開 催 場 所	あま市役所 2 階 F 会議室
開 催 時 間	午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 4 時 2 5 分
出 席 委 員	溝口正己、小笠原英司、笹野奈津子、吉川孝子、近藤真司
欠 席 委 員	なし
出 席 者	教育長 他事務局職員 8 名
傍 聴 人	0 人
議 事 日 程	日程第 1 教育長開会のあいさつ 日程第 2 前回会議録の承認 日程第 3 教育長の経過報告 日程第 4 議案第 1 号 小中学校へのチラシ配布基準の一部改正について 議案第 2 号 指定学校変更申請について（審議）（非公開） 議案第 3 号 就学援助費の受給審査について（審議）（非公開） 議案第 4 号 特別支援学級の入退級について（非公開） 議案第 5 号 教育支援室の入室について（非公開） 議案第 6 号 外国人の就学に係る在籍学年変更について（審議）（非公開） 日程第 5 その他 ・令和 6 年 1 2 月議会（一般質問）について（報告） ・区域外就学申請について（報告）（非公開） ・あま市七宝北中学校適正規模化に向けた通学制度（令和 7 年度入学）について（報告）（非公開） ・就学援助費の受給審査について（報告）（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開） ・生徒指導（令和 6 年 1 2 月）について（報告）（非公開）

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後２時００分】
教 育 長	(開会宣言)
	日程１、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程２、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程３、教育長の経過を報告する。
	(令和６年１２月１９日～令和７年１月１７日の経過を報告)
	市教育委員会関係 ４回
	教育長用務 ３回
	教育総務課事業 ０回
	学校教育課事業 ２回
	生涯学習課事業 １回
	スポーツ課事業 ５回
	市行事 ６回
	市議会関係 １回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程４、議案 １件公開 ５件非公開
教 育 長	議案第１号「小中学校へのチラシ配布基準の一部改正について」
教 育 総 務 課 長	趣旨は、教職員の負担軽減を目的に、各小中学校にチラシ配布を依頼する基準が定められているが、増加の一途をたどっている。変更前の従前の基準では、原則として公的機関のみが依頼でき、公的性格の強い内容であるか、公益性の高い内容であるかで、公的機関に準ずるものとして依頼することとしているが、公的機関に準ずるものの範囲が徐々に広がってしまっている現状がある。

	そこで、公的機関と生涯学習施設使用料減免団体及び社会体育施設使用料減免団体のみを認められた依頼者として、この認められた依頼者からのみ依頼を受理することとする。
	各使用料減免団体以外のその他団体は、市役所又は教育委員会事務局各課経由で依頼があれば、公的機関からの依頼とするが、それ以外であれば受理しないものとする。
	令和7年9月1日に導入される保護者連絡アプリを活用し、チラシの配布は原則として電子データのみとする。
	内容は、小中学校にチラシの配布を依頼することができるのは、
	①公的機関 ②生涯学習施設使用料減免団体 ③体育施設及び市立小中学校体育施設スポーツ開放施設使用料減免団体（以下、「認められた依頼者」という。）のみとする。
	チラシの事業及び行事における主催団体は、公的機関からの依頼に限り、認められた依頼者と異なってもよい。
	認められた依頼者が公的機関である場合、教育委員会事務局は、判定を経ずに学校に配布を依頼する。
	認められた依頼者が公的機関ではない場合、教育委員会事務局は、依頼の認否を判定し、依頼することとしたチラシについて学校へ依頼する。
	学校が配布を行うチラシは、原則として電子データのみとする。ただし、当分の間は印刷されたチラシであっても配布を行うことができる。
	施行期日は、令和7年9月1日から適用する。
	（以下概略を説明）
教 育 長	（質疑等を許可）
委 員	「公的機関に準ずるものの範囲が徐々に広がってきている現状」というのは、学校が受け付けてしまうのですか。
教育総務課長	そうではなく、教育委員会の各課で受け付けをしておりますが、「準ずるもの」ということで、職員によって捉え方が統一できておらず、

	判断が異なってしまうためです。
委 員	職員に周知できないので基準で定めるということですか。
教 育 総 務 課 長	基準で定めて、担当者による差異がおきないようにするものです。
委 員	基準に定めても数は減るのでしょうか。
教 育 総 務 課 長	基準のとおり運用することで、数が減ることを期待いたします。
委 員	現在、学校では受付できない状態ですか。
教 育 総 務 課 長	学校では、原則受付をしておりません。ただし、団体とのつながりで学校長の判断で特例として受け付けていることもございます。
教 育 長	例えば、学区の地域の人から「学校の子供も達に配ってくれ」と受けて校長が良いと判断すれば配布をしております。
委 員	今後もそれは認めますか。
教 育 総 務 課 長	1.【基準】 2「教育委員会に依頼の無いまま学校に届いたチラシは、原則として廃棄するものとする。ただし、校長の自由な自らの判断により配布又は周知することとした場合は、後述の依頼を受けた校長の例による実施をすることができる。」と定めているため、そのとおり運用します。
委 員	今回、変更するのは「電子データだけ」にする部分ですか。
教 育 総 務 課 長	電子データの部分が大きく変更されるところです。
	ただし、そのみではなく、依頼の受付を限定します。職員側も基準が曖昧ですと受け付けのところで判断に迷うケースが多くあります。今回の基準改定で、教職員の負担軽減にもつながります。
委 員	断ってもゴリ押しされるため基準を設けるわけではありませんか。
教 育 総 務 課 長	「公的機関に準ずる」がどこまでなのか難しいところがあります。改定後は、認められた依頼者からのみ受付する形となります。
委 員	基準の中で特例が多いように感じます。
教 育 総 務 課 長	原則として、「認められた依頼者」のみ配布依頼をすることができるとしておりますが、全く例外が認められないと不都合が生じる可能性もあるため、ある程度の制度上の余裕を持たせています。
委 員	事務局の受け付けで迷わないようにしてください。

委 員	学校が配布するものは、教育委員会を經由して教育委員会が配布許可したのだけですか。
教育総務課長	お見込みのとおりです。
委 員	それ以外に学校に直接来たものは認めないということですか。
教育総務課長	原則、認めません。
委 員	先ほどの説明でもありました、基準の2「ただし、校長の自由な自らの判断により配布又は周知することとした場合は、後述の依頼を受けた校長の例による実施をすることができる。」をもう少し分かりやすく教えてください。
教育総務課長	原則として、全てのチラシ配布依頼は教育委員会経由のもののみを許可することとして、直接学校に持ち込まれたチラシは廃棄するものとしませんが、学校が配りたいと考えたものについては、例外として配ることができる余地を残したものです。
教 育 長	教育委員会事務局職員へ周知徹底をお願いいたします。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認してよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認します。
教 育 長	日程5、その他報告事項 1件公開 5件非公開
教 育 長	(1)「令和6年12月議会(一般質問)について(報告)」
教 育 部 長	令和6年12月議会の一般質問では、教育関係について5人の市議から合計6件の質問を受けました。その概要を報告します。詳細については、ウェブサイトでもご確認いただけます。
教 育 部 長	I 松下昭憲議員から質問を受けました。
	1 NPO法人あまスポーツクラブについて
	①決算書の詳細を。受取補助金とは何か。水道光熱費と賃借料とは何

	か。
	②職員が何名か会員になっているが会費年額５００円の領収書を発行していないが、法人ではあり得るのか。
	以上の質問に対し、「受取補助金は、本市からあまスポーツクラブ補助金交付要綱の規定に基づく補助金４５０万円であります。また、水道光熱費につきましては、毎月、スポーツ課の職員がスポーツクラブ事務所内に設置されている電力メーターを確認し、スポーツクラブに請求しております電気使用料となり、賃借料につきましては、事務に必要な電子機器などの民間会社へのリース料であると確認しております。また、特定非営利活動法人あまスポーツクラブより令和６年２月２４日付で行政財産目的外使用許可申請書及び減免申請書が提出され、地方自治法第２３８条の４第７項の規定に基づき、行政財産の目的外使用の許可をしております。また使用料につきましては、あま市行政財産の目的外使用に係る使用料条例施行規則第３条による別表第２の９の規定によりますその他市長が必要と認めた場合により免除としております。例年、特定非営利活動法人あまスポーツクラブから市役所各部局課長あてに応援会員の協力願いに伴いまして、職員に情報共有をしているところであります。また、協力いただける会費につきましては、あまスポーツクラブから各課で取りまとめをお願いしており、これに連携しまして、各課に取りまとめられた金額を記載して領収書を発行していることを確認しております。また、あまスポーツクラブが課ごとに領収書を発行しておりますが、これまでも個人から領収書に対する要望が無かったことから発行には至っていないことを確認しております。」と答弁しました。
教 育 部 長	Ⅱ宮崎環議員から質問を受けました。
	１部活動地域移行について
	（１）部活動地域連携について
	①部活動の現状は。
	②児童生徒、保護者に実施したアンケートの主な内容と結果は。

	③今後の方向性は。
	以上の質問に対し、「市内中学校部活動の現状としましては、本市の部活動指導ガイドライン（H31.4月）により、原則として平日の練習時間は2時間程度、週1日以上の日曜日を設けることとしております。また、土曜日・日曜日の休日部活動は、原則として、活動日はどちらか1日とし、練習時間は3時間程度にとどめるよう指導しております。児童生徒へのアンケートとしまして、小学5・6年の児童及び中学1・2年の生徒を対象に、学校でタブレットを使用し「部活動におけるアンケート」を令和6年3月14日から18日までの期間で実施しました。内容につきましては、児童には「部活動に入りたいと思っていますか」は「入りたいと思っている」が85%、「入りたいと思わない」が15%でした。生徒には「部活動を学校の先生以外の方が指導したらどう思うか」では、「特に何も思わない」が28%、「専門的で充実した指導が受けられそう」が21%、「学校の先生ではない人なので不安だ」と「指導が厳しくなりそう」が同じ15%、「楽しく部活動ができそう」が8%、「学校生活とは違う人が指導するのでうれしい」が3%でした。保護者へのアンケートにつきましては、小学5・6年の児童及び中学1・2年の生徒の保護者を対象に、「部活動地域移行に関するアンケート調査」として令和6年6月25日に学校を通じてQRコードを配布し実施しました。内容につきましては「学校以外のクラブ又は教室でスポーツや文化芸術活動に取り組んでいますか」では、「取り組んでいる」が58%、「取り組んでいない」が42%でした。「所属しているクラブ又は教室の参加費等（月額）を教えてください」では「10,000円以上」が最も高く26%、「5,000円以上7,000円未満」と「7,000円以上10,000円未満」が同じ18.3%でした。「部活動の地域移行が検討されていることは知っていますか」では、「知っている、なんとなく知っている」が69.2%、「知らない」は30.8%で7割近くの保護者が知っていると回答がありました。教育委員会としましては、休日部活動について、部

	活動顧問の負担軽減を図るため、地域移行に向けて進めてまいります
	が、指導員の確保、指導員の報酬や活動費に対する保護者負担など、
	課題がございます。すぐに解決できるものではありませんが、将来的
	には部活動指導員の導入を図りたいと考えております。その結果、休
	日の部活動としてクラブチームでの活動や塾を選択する生徒が出て
	くるものと想定しております。」と答弁しました。
	2 あま市小中学校の統合について
	(1) 小規模校のこれからの在り方
	①小中学校の小規模校の数と児童・生徒の数は。
	②学校施設管理における年間維持管理費は。
	③小規模校における今後の計画は。
	以上の質問に対し、「令和6年度の「学校基本調査」における、5月
	1日時点の数値で答弁をさせていただきます。教育委員会では、小学
	校については6学級以上11学級以下、中学校については6学級8学
	級以下の学校を「小規模校」としており、市内小中学校では、6学級
	の宝小学校と秋竹小学校、11学級の美和東小学校、6学級の七宝北
	中学校の4校が「小規模校」に該当しております。各小中学校の児童・
	生徒につきましては、宝小学校122名、秋竹小学校167名、美和
	東小学校281名、七宝北中学校163名となっております。令和5
	年度の決算額で答弁をさせていただきますと、令和5年度の市内17
	小中学校を管理するための小中学校ICT化推進事業費、小中学校の
	事務管理費、施設管理費、施設整備費の合計は、約7億5,437万
	円でした。合計金額を17校で除した金額は、1校あたり約4,43
	7万円となります。なお、この金額には美和中学校体育館整備費は含
	まれておりません。令和6年1月19日に決定した「あま市小中学校
	のあり方に関する基本的方針」において、小規模校にはメリットとデ
	メリットのどちらもありますが、単学級学年まで小規模となることは
	望ましくないことから、学校の適正規模を確保し、教育の質的充実を
	図るため、小中一貫教育を行う学校の設置を目指して検討していくこ

	とを定めております。小中一貫教育の進め方やそのあり方につきましては、学校や近隣自治体等からの情報収集や、「小中学校あり方課題別検討委員会」において有識者等から広くご意見をいただくことを予定しており、将来の人口動態をふまえつつ、保護者や地域の方々からも丁寧に意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。」と答弁しました。
教 育 部 長	Ⅲ野中幸夫議員から質問を受けました。
	1 小学生の登下校について
	(1) 夏の暑さ対策について
	①登下校にかかる時間と距離がもっとも長い地域はどこか。
	②クーリングシェルターの活用はしているか。
	③暑さ対策はどうしているか。
	以上の質問に対し、「学校から通学団の集合場所までの距離になりますが、市内小学校のうち、最も遠距離であるのは甚目寺東小学校区である森七丁目で、小学校までの距離およそ2.9km、通学に要する時間は1時間程度となっております。続いて、美和小学校区、蜂須賀三反割の通学距離がおよそ2.4km、通学に要する時間は45分程度、伊福小学校区、伊福江向の通学距離がおよそ2.0km、通学に要する時間は35分程度となっております。その他の学校では遠くても1.5km程度となっております。通学路沿線にあるクーリングシェルターの位置や情報を学校に周知しております。またクーリングシェルターとして登録いただけるよう、今年の夏に学校教育課より通学路沿線の企業に依頼をいたしました。なお、クーリングシェルターとしてではありませんが、「子ども110番の家」として登録いただいている家庭や企業、児童の登下校中のトイレ利用にご協力をいただける企業もごございます。通学時の暑さ対策としましては、登下校中を含め学校生活において事故が無いよう校長会議や教頭会議でも周知しております。具体的には、日傘、濡れタオル、冷感タオル、クールリング、スポーツドリンク等を許可し、ランドセルの代わりに軽量のリ

	ュックサックの使用も認めております。また、少しでも荷物を軽くする工夫として、いわゆる「置き勉」など、子どもの実態に応じた対応をしております。そして、子ども１１０番の家増加にご協力をいただけるよう、学校からもＰＴＡを通じて働きかけていただきます。また、登下校中ではありませんが、学校内で快適な学習環境を整えるべく、普通教室以外にも特別教室へのエアコン設置を順次行っております。」と答弁しました。
教 育 部 長	Ⅳ石田良雄議員から質問を受けました。
	１有機農業について
	（１）愛知県の有機農業推進計画について
	①有機農業の生産者から給食へ導入できないか。
	②農水省と文科省ではコーディネーターを設置すると補助金がでるが、あま市の考えは。
	（２）食育について
	①食育の視点は食事の重要性・心身の健康・感謝の心など色々あるが、環境保全、生物多様性など地域経済を支える事も食育に含まれると考えるが、あま市の考えは。
	②食育の学習効果は確認しているか。
	（３）有機農業について
	①農水省は有機ＪＡＳだけを有機農産物と捉えているわけではない。あま市も農水省に合わせてはどうか。
	以上の質問に対し、「有機農業の生産者から給食の導入につきましては、令和３年度からオーガニック食材を活用した給食としてＪＡＳ認証された有機農産物を提供しております。現在、市内にはＪＡＳ認証された有機農産物の生産者がいないため、市内で新たにＪＡＳ認証された有機農産物の生産が開始され、給食での必要数の確保と安定的な納入が可能となった場合には、積極的に給食に取り入れるよう進めていきたいと考えています。学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業において、コーディネーターの設置に係る補助金がございます

	が、補助対象は地場産の有機農産物となっております。現在、給食で
	提供している J A S 認証された有機農産物の生産者は市内にいない
	ため、本市でこの事業を活用し、コーディネーターを配置する予定は
	ございません。環境保全、生物多様性、地域経済を支える事につつま
	しても、子ども達が地域の自然や環境、食文化、産業について理解を
	深め、生産者や生産過程を理解し、食べ物への感謝の気持ちを抱くこ
	とができる重要な食育と考えております。有機農産物を使用した給食
	提供時には、授業や給食放送で環境保全、生物多様性について食育学
	習を行っております。また、「みんなでたべる、あま市の野菜」と題し
	て、本市産の野菜を使った献立を提供することを通じて、地産地消を
	推進し地域経済を支えることについての食育学習を行っております。
	学習効果につきましては、食育学習を行った後、ワークシートやアン
	ケートにより確認を行っております。また、献立検討委員会などで現
	場の教諭の意見なども聴取しております。J A S 認証された有機農産
	物以外の有機農産物を学校給食に取り入れることにつきましては、本
	市で行っております「オーガニック食材を活用した給食」には、児童
	生徒に有機農産物についてより理解を深めるため、J A S 認証された
	有機農産物を使用させていただいております。「オーガニック食材を
	活用した給食」の他で、J A S 認証された有機農産物以外の有機農産
	物を取り入れることについては、有機農産物を特定する明確な基準が
	ないことや価格、安定供給等の課題がありますので、実際にとり入れ
	ている他市町の状況を踏まえ、導入について調査・研究していきたい
	と考えております。」と答弁をしました。
教 育 部 長	V 美濃島絢太議員から質問を受けました。
	(1) 学校給食に関して
	①給食事業予算の推移は。(過去5年分)
	②予算の都合により献立の変更はあるか。
	③地元の特産品、企業食品などを使う取組は。
	④学校給食に取り入れるための地元農業への働きかけは。

	以上の質問に対し、「給食事業のうち賄材料費の予算としましては、令和元年度は4億1,158万7千円、令和2年度は3億8,444万7千円、令和3年度は4億1,334万8千円、令和4年度は4億5,812万円、令和5年度は4億4,702万円7千円、なお、令和6年度は4億4,251万9千円となっております。学校給食につきましては、学校給食事務取扱要領で日額が小学校で290円、中学校で320円と規定されておりますので、その金額内で献立が立てられるよう努力をしております。地元の農産物につきましては、例年、米・ほうれん草・小松菜・ネギを使用しております。地元企業の製品につきましては、みそ、醤油を使用しております。本市では、毎年12月・1月・2月・3月に「みんなで食べる！あま市の野菜」として地元産の野菜を提供しており、献立表にも「あま市産」と記載し、地産地消の取り組みを行っております。現在、給食センターでは保育園給食を含め、1日9,300食の給食を提供しており、1軒の農家で給食に使用する全ての野菜を確保することが難しいため、農協に協力を求め、農協から複数の農家に働きかけてもらい野菜を納品していただいております。」と答弁をしました。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	他はよろしいか。では公開部分を終了する。
	議案第2号から第6号及並びにその他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。
	(傍聴人0人)
	【次回予定】
	・令和7年2月21日(金)午後2時00分 定例会
	(あま市役所 2階 F会議室)
	【閉会時刻：午後2時15分】

この教育委員会定例会会議録の大意は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和7年2月21日

教 育 長 伊藤 克仁

教 育 長 職務代理者 溝口 正己

委 員 小笠原 英司

委 員 田野 奈津子

委 員 吉川 孝子

委 員 近藤 真司

事 務 局 鎌倉 崇志

会議録作成 野口 清司